

第 13 期 第 8 回藤沢市環境審議会

時：2022 年（令和 4 年）10 月 20 日（木）

於：藤沢市役所本庁舎 8 階 8－1、8－2

午前9時29分 開会

○阿部参事 皆様、おはようございます。本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻より若干早いのですが、委員の皆さんおそろいになっているようですので、始めさせていただきたいと思います。

本審議会の進行をいたします阿部です。よろしく願いいたします。

本日の審議会につきましては、今年度初めての審議会、また、第13期の委員では最後の審議会となります。どうぞよろしく願いいたします。

開催に先立ちまして、4月に職員の人事異動もございましたので、新しくメンバーになった方を紹介させていただきます。

まず、環境総務課、須田主幹です。

同じく環境総務課の木村補佐です。

次に、石名坂環境事業所の一ノ瀬所長です。

最後に、郷土歴史課、磯崎補佐です。

職員の紹介は以上となります。

また、本日は、議題2の「新計画の進捗状況について」にかかわります藤沢市域の温室効果ガス排出量推計業務委託の受託事業者でありますエヌエス環境株式会社より1名が同席していますので、あわせてご紹介させていただきます。

それでは、これより第13期第8回藤沢市環境審議会を開催いたします。

まず、議事にお移りいただく前に、本日の出席状況についてご報告させていただきます。

本審議会規則の第4条第2項に、本審議会の開催要件として「過半数以上の委員の出席」が規定されております。定数20名のうち、本日ご出席いただいております委員は、委任状の提出を含めて19名でございますので、過半数を超えており、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

また、本審議会の会議録は、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、閲覧に供されますので、ご承知おきをお願いいたします。

議事に移ります前に、お手元にご配布させていただいた資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上に本日の次第がございます。次に、委員と職員の名簿、本日の座席表、

資料1「2022年版ふじさわ環境白書」、資料2「2022年度（令和4年度）温室効果ガス排出量推計（現況推計）等調査結果」、資料1に関する右肩に「修正」と記載した資料、あと、後ほどご説明をさせていただきますが、「第25回ふじさわ環境フェア」と「ぶらりごみ拾い in 六会」のチラシとなります。

なお、資料1につきましては、事前送付した資料を当日資料として使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

何か資料についてご不足等ございますでしょうか。——大丈夫ですか。

本日の予定といたしましては、次第にございますように、事務局から議事を説明し、内容等についてご審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の審議等を始めるに当たりまして、本審議会規則の第4条により、審議会の議長には会長が当たることとなっておりますので、橋詰会長に今後の議事進行をお願いしたいと存じます。橋詰会長、よろしくお願いいたします。

○橋詰会長 おはようございます。橋詰です。

では、進行役をさせていただきます。議事へのご協力をお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。議題1「2022年版ふじさわ環境白書」でございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

○吉村主幹 環境総務課の吉村です。「2022年版ふじさわ環境白書」についてご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、「はじめに」でございます。「ふじさわ環境白書」につきましては、藤沢市環境基本条例第11条に定める「藤沢市環境基本計画」の年次報告書として作成しているものでございます。

計画改定の経緯等につきましては、昨年度の改定作業の際にお示した内容となっておりますけれども、本日、ご審議いただく「環境白書」につきましては、旧計画に基づき、令和3年度に実施した施策の取組状況ですとか、実績についてまとめたものとなっております。

初めに、皆さんに事前送付後、判明した修正箇所、また、事前に委員の方々からご指摘をいただいて修正した箇所についてご説明をさせていただきます。

まず、1点目ですが、17ページをお開きください。一番下に「家電リサイクル法の仕組み」についての図がございます。文字が小さくて見づらいとは思いますが、右下に記載されております「指定取引場所」、「再商品化施設」のデータが古いため、新しいデー

タに更新する必要があるのではないかというご指摘をいただきました。本日、右肩に「修正」とある資料を配布させていただいておりますが、そちらのほうに変更をさせていただきます。

また、22 ページをお開きください。23 ページにかけて生物多様性の保全に係る我が国の動向について記載している箇所でございます。現在、「生物多様性国家戦略」策定に向けた議論が行われておりますが、そうしたことに関連する最近の動向の記載が必要なのではないかというご指摘をいただいております。

22 ページの下から 2 段落目の 1 行目に「生物多様性国家戦略」という表現がありますけれども、右肩に※印をつけて、23 ページの一番下の最後のところに、そういった状況について解説を入れさせていただいております。これも先ほどの右肩に「修正」と書いた資料の裏のページの一番下のところに、今検討されている事項について記載をしております。そのように修正をさせていただきます。

次に、91 ページをご覧ください。下のごみ排出量の比較表のところですが、右から 2 列目の「令和 3 年」の 2 行目に「86, 31」という数値があります。こちらも事前にご指摘をいただきまして、下 1 桁が消えてしまっています。正しくは「86, 312」でございます。修正のほうをお願いします。

次に、94 ページをお開きください。一番上の⑧「生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）及び家庭用電動生ごみ処理機の普及促進」の最後のほうの 1 文になります。「令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため」とありますけれども、こちらは「令和 3 年度」ではなくて、「令和 2 年度」に修正をお願いします。

そのほか、若干の誤字・脱字、それから単位の表示統一等の修正を行っておりますので、ご了承ください。

それでは、最初にご覧いただきました「はじめに」の次のページの「目次」でございます。時間も限られてございますので、第 1 部「環境をめぐる動向」につきましては、今回の「環境白書」で整理とか追加した主な箇所、それから第 2 部「藤沢市の環境の現状と取組」につきましては、特筆すべき施策などについてご報告させていただきます。

5 ページをご覧ください。一番下の「ヒートアイランド対策」のところですが、3 行目に「100 年（1927 - 2021 年）当たりの年平均気温上昇は」とあります。こちらは「都市化の影響が小さい 15 地点」と「日本の 11 都市」との比較が書かれております。昨年度までは「影響が小さい 15 地点」ではなくて、世界全体の気温との比較をしております

たけれども、都市のヒートアイランド現象の進行傾向をわかりやすくするために、このように変更しております。

次に、12ページをお願いします。こちらは「廃棄物の減量・資源化」です。(1)「現状」ですが、13ページにかけて説明が書かれております。13ページの一番最後の部分に、これまで食品ロスに関する内容を1段落分記載しておりましたけれども、18ページの(6)「食品ロス削減推進法」のほうに同様の内容が記載されていたため、13ページのほうは削除しております。

28ページをご覧ください。④「パリ協定をめぐる国際交渉」でございます。29ページにかけて説明がございます。1行目にアメリカがパリ協定に復帰したことの追加、それから、同ページの⑤「地球温暖化の現状と今後の見直し」の最後のところに、報告書の内容として、「気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、2030年(令和12年)までに2010年(平成22年)比で世界全体のCO₂排出量を約45%削減することが必要である」ということを追加しております。

31ページをご覧ください。(2)「日本の動向」の②「地球温暖化対策の現状」です。令和3年度に地球温暖化対策計画が改定されておりますので、32ページにかけて新しい内容に変更しております。

32ページの下余白部分に、昨年、一昨年度は、新型コロナウイルス感染症に関するコラムを記載しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症についても発症から3年近く経過しております。新型コロナウイルス感染症のある生活は日常的なものになっていることとか、また、それに関連した法整備などもございませんので、影響等が見られる事柄についてはそれぞれの本文中に言及しております、コラムについては削除をさせていただいております。

第1部については以上です。

続いて、第2部になります。

44ページをお開きください。③「公害苦情相談」です。表の一番上の「大気汚染」に関する苦情が前年に比べて減少しております。その3つ、4つ下の「騒音」、「振動」に関する苦情が増加しております。これにつきましては、大気汚染に関する苦情の主たる原因である野焼きの件数が大幅に減少した一方、飲食店営業やその他の騒音の件数が増加したこと、また建設工事に関する振動の件数が増加していることが考えられます。

57ページをお開きください。下のほうの③「都市公園以外の公共施設緑地」の1行目

ですが、今現在まだ数値が未確定のため、暫定値と書かせていただいております。続いて、60 ページの中段で、エ「目標水準」の（ア）「緑地の確保目標」についても、25.1%が暫定値となっております。また、116 ページにも「公園緑地」の数値が暫定値となっておりますけれども、11 月中には数値が確定する予定でございますので、「環境白書」の発行前に変更させていただきたいと考えております。

90 ページをお開きください。①「総ごみ排出量について」でございます。令和 2 年度の総ごみ排出量は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度と比較して事業系ごみが減少、また、家庭系ごみが増加となっておりますけれども、令和 3 年度は、事業系ごみが微増、家庭系ごみが減少いたしました。その要因としましては、新型コロナウイルスの感染症の影響が弱まったためと考えられます。

92 ページをお開きください。上の表の「有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較」でございます。令和 3 年度の不法投棄処理件数が 155 件、不法投棄ごみ量が 9 t で、前年の 193 件、12 t から減少しております。こちらにつきましては不法投棄の早期発見、対応を行うため、監視パトロールを行ったり、不法投棄多発地への啓発看板であったり、監視カメラなどの設置により、不法投棄の防止につながったものと考えております。

93 ページをご覧ください。中段の⑦「『食品ロス』削減に向けて」でございます。令和 3 年度に小田急電鉄と協定をいたしまして、スマートフォンアプリケーション【KYOUDOKO】の利用を新たに進めておりますので、その内容を一番下の段落に記載しております。

131 ページをご覧ください。一番下の④「援農ボランティア養成講座」の表でございます。令和 2 年度までは左側の指標項目を「講座場所」、「講座回数」、「新規登録者数」という形で記載しておりましたけれども、令和 3 年度以降は、講座の開催方法を変更したことにより、把握可能な「協力農家数」、「受講者数」に変更いたしました。

169 ページをご覧ください。中段のウ「河川ごみの流出の抑制」でございます。境川で令和 2 年度の可燃ごみと不燃ごみがそれぞれ 770kg、700kg でございましたが、令和 3 年度は 440kg、360kg と大幅に減少しております。これは気象の状況によりまして、大雨などの影響による増減もございますけれども、平成 30 年度に大幅に増加した後は、大きく減少しております。不法投棄とかポイ捨てごみの減少が影響していると捉えております。

173 ページをご覧ください。こちらは本市の地球温暖化に対する取組を記載しており

ます。昨年度、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を改定いたしましたので、その内容の整理と追記をしております。

174 ページをお開きください。こちらは本市の温室効果ガス排出量の状況を記載しております。字が小さくて恐縮ですが、下段の表、右から3行目、下から2段目の2019年度の排出量についてですが、260万4,900 t-CO₂です。前年度と比べますと、排出量は3.7%減少していきまして、旧計画の基準年度の1990年度と比較しますと、31.1%減少という状況になっております。

182 ページをご覧ください。一番下の(8)「ゼロカーボン推進週間」でございます。こちらは脱炭素社会に対する市民意識向上を目指しまして、令和3年度に本市が独自に制定しているものでございます。令和3年度は、期間中に街頭キャンペーンとかパネル展示、また、塚原委員にも講師としてご協力いただきまして、COOL CHOICEのセミナーなどを実施いたしました。

183 ページですが、中段の(9)「一事業者としての本市自らの取組」です。一番下に表がございます。昨年度までは、平成21年と直近3年間の原単位の数値を比較として掲載しておりましたけれども、この箇所は、原単位を毎年度1%以上削減することが「省エネ法」でも求められておりますので、直近3年間の原単位と最新年度の増減率に表示を変更しております。

191 ページをご覧ください。一番下の(6)「電力の地産地消事業」でございます。こちらは北部環境事業所と石名坂環境事業所のごみ発電を活用しまして、公共施設のほうへ供給をしているものですが、令和3年度は、供給する施設をそれぞれ2施設追加しております。計4施設です。今年度は新たな炉が北部環境事業所のほうで完成しますので、さらなる拡大を検討しているところでございます。

続いて、第3部の「環境基本計画の推進体制」についてでございます。204 ページをご覧ください。一番上の(4)「藤沢市地球温暖化対策研究会」でございます。こちらにつきましては、昨年度、企業の方を中心に学識経験者、行政で構成する研究会ということで発足しております。研究会の開催状況は下の表に記載のとおりでございます。

220 ページをお開きください。「『藤沢市環境基本計画』達成指標に対する状況」となっております。指標は全部で26項目ございます。

221 ページの左寄りに「状況」とございますが、継続項目を除く指標13項目のうち、7項目で達成、5項目で一部未達成、1項目で未達成の状況となっております。

未達成と一部未達成の項目に絞ってご説明いたします。

まず、一番左側の項目 1-1 「大気の保全」です。達成指標といたしましては「大気汚染に係る環境基準を達成する」でございます。こちらは過去の状況と変わらず、環境基準項目の光化学オキシダントのみが全測定局で環境基準が未達成となっております。また、光化学オキシダントにつきましては、県内においても、測定を行った 61 局全てにおいて環境基準を達成していない状況となっております。

次の項目 1-2 「土壌・地下水の汚染防止」の達成指標は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成する」でございます。こちらは一番右の「備考」を見ていただきますと、「継続調査地点 3 地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で未達成」と一部未達成の状況でございます。

次の「土壌の汚染に係る環境基準を達成する」でございます。右側の「備考」をご覧くださいと、「4 ヶ所で『土壌汚染対策法』に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 15 ヶ所の事業所において浄化対策を実施中」でございます、一部未達成の状況となっております。

項目 1-4 「河川・海の保全」の達成指標は、「水質汚濁に係る環境基準を達成する」でございます。こちらにつきましては、「公共用水域水質調査（河川）6 地点のうち『大道橋』、市計画河川 11 地点のうち『蓼川』『小出川』『打戻川』の BOD で未達成」と一部未達成の状況でございます。

項目 2-2 「騒音・振動・悪臭の防止」の達成指標は「騒音に係る環境基準を達成する」でございます。備考欄を見ていただきますと、「交通騒音調査（6 路線 7 区間）における評価対象住居 8,593 戸のうち、28 戸（0.3%）で昼夜ともに未達成」と、令和 2 年度同様、令和 3 年度も一部未達成という状況になっております。

最後に、項目 2-5 「農水産との共存」の達成指標。こちらは「藤沢産利用推進店の登録店舗の数を 177 店舗にする」といったものでございます。この目標達成期間は令和 3 年度となっておりますけれども、コロナ等の影響もあって、実績については 96 店舗で未達成という状況になっております。

以上で令和 3 年度の主な施策の取組状況、達成状況等についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋詰会長 今、環境白書についてのご説明を頂戴いたしましたが、皆様からご質問、ご意見はございますでしょうか。

○藤法委員　　私は気になるところが3点ございます。

29 ページの④「パリ協定をめぐる国際交渉」の最後の段落に「2021年（令和3年）2月にアメリカがパリ協定に復帰しました」という文があります。「COP26では、1.5℃目標に向かって努力すること」という記載があるのですが、こちらは表現が少し緩いのではないかなと気になっております。世界の平均気温上昇を1.5℃に抑制することを事実上の基本目標として合意したという部分をもう少ししっかり記載していただけたらうれしいです。そちらが1点です。

2点目が、157 ページの「環境保全・美化活動」というところです。（1）「環境保全活動への総合的取組」の①「藤沢市環境保全職員率先実行計画」のところに目標値などを記載していただいておりますが、「令和4年3月に目標値などを見直し」となっているのですが、もしよろしければ、西暦でも書いていただいたらすごくわかりやすいかなと思っております。そちらの変更をしていただけたらうれしいです。

最後に、先ほどご説明していただきました220ページと221ページにわたっている「達成指標に対する状況」というところがあります。この計画は1年前倒しで改定をしていると思うのですが、旧計画の達成について、来年度とかに旧計画の達成状況みたいなことで一回振り返りをされるのか。

それとも改定された新しい計画を引き続き遂行して、一回、例えば最後の「5-1～5-6の環境目標」というところがあると思うのですが、「温室効果ガスを1990年度（平成2年度）比、40%削減する」という目標は達成したのか達成していないのかというのをきっちり判断していく。何が足りていなかったのかというところを振り返ることがすごく大事だと私は思っているのですが、そういう振り返りみたいなことをきちんとできたらいいかなと思っております。その評価はどうしていくのかな、どうしたらいいと皆さん思われているかをお聞きしてみたいなと思っております。

○橋詰会長　　今3点ほどご質問があったかと思いますが、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

○吉村主幹　　まず最初の29ページのCOPのところの書きぶりについては、どこまでCOPのほうでうたっているかということになってきますので、そちらのほうは確認させていただきたい。

それから、157 ページですが、こういう数値目標、特に温室効果ガス等は、西暦で目標値を出したりしていますので、和暦、西暦で表示するというのは検討したいとは思

ますけれども、資料的に、今、和暦に全部合わせたりということの統一性も考慮しながらやっているところがありますので、この箇所だけそのように扱うかとか、そこら辺は中で検討させてください。

それから、220 ページの指標のところですか。これは旧計画の状況ということですが、昨年度1年間かけて委員の皆様方には計画改定に携わっていただきました。改定の際に、旧計画の状況について、最新の情報で示させていただいて、それをもとに、当然数値的なものの振り返り、また市民や事業者の方へアンケートをとって、そういったことでの状況の振り返りもさせていただきながら、分析した結果、今回新しい計画を策定しております。

旧計画から新計画に移行するに当たって、旧計画の状況をそこで踏まえて、新しいものになっております。来年度以降はあくまで旧計画に基づいてつくった新しい計画の進捗状況を管理していくという形で切りかえをしていかないと、旧計画をずっと追っかけていくわけにはいきませんので、そういう意味では、旧計画と新計画の整理を昨年度中にさせていただいているという認識でおります。

○藤法委員 旧計画を整理して新計画、改定した計画をつくったというのはすごく理解できているんですけども、それでしたら、「状況」が「継続」となっている部分が、私の中では腑に落ちないといいますか、では、この「継続」はどうなるんだろうというふうに思ってしまうのですね。

それだったら、切りかわることをここでちゃんと明言させて、この計画を踏まえて、まだ未達成ですけども、今後この新しい改定計画で、新しい目標に向かってやっていますというところをちゃんと記載したほうが理解しやすいといいますか、読んでいるほうもわかるんじゃないかなと思ったので、もしよろしければ、その改善をちょっと検討していただけたらと思います。

○橋詰会長 計画が変わったときにはどうしてもこういう問題は出てくるんですが、いかがでしょうか。

○吉村主幹 指標の取組というのが178ページのほうにあるものを、一番後ろのほうに達成指標の一覧としてまとめております。そこら辺の状況が少しわかるように、この欄のところにはちょっと書きにくいと思いますので、記載の方法については検討したいと思います。

○橋詰会長 今、藤法委員から220ページ、221ページについてのご指摘があったので、

私も今気がついて申し上げたいのですが、220 ページの下から 2 段目の枠の「温室効果ガスを 1990 年度（平成 2 年度）比、40%削減する」というところに対して、その次の令和 3 年度実績のところは斜線になっています。これはまだデータが出てないから当然こうなるのですが、先ほどのご説明だと、174 ページに令和元年度の数字が出ていますね。174 ページの一番下の表は、ご説明くださったところですが、この数字を、令和元年度だと 31.1%、そういうのを書いてもいいんじゃないのかと思うんです。ほかの実績値のところ「(令和何年度)」とか入れているのもあるので、そういう表示をしてもいいのかなと思います。いかがでしょうか。

○吉村主幹 現在の最新数値という意味で、会長が言われるような記載をわかるように書くのはいいと思います。

○橋詰会長 多分「継続」というのは、まだ目標年度が来てないのがある。だから、今の段階では数値的には達成しているのもあるけれども、まだ未達成のもあって、それもあわせて全部「継続」という表示をしていると思うのです。途中段階だけでも数字が出ているものは、直近の数字を参考値で載せるという手はあるかなと思う。そこはご検討いただいたほうがいいかなと思います。せっかく数字があるならば載せたらどうかという気がいたします。すみません、口を挟みました。

○塚原委員 今、藤法委員からも非常に重要なご指摘があったと思うのですが、私自身もこの白書を拝見しましたときに、これは旧計画の報告という位置づけなので、220 ページ、221 ページにこういった整理をしていただいて、すごく見やすく、よかったですとは思ったのですが、読者として、未達成の部分などについては、じゃ、どうしていくんでしょうかと。今後の施策のところにつながっているかどうかというのが非常に大事なところかなと思っております。

この表ですと、一番右の欄が「備考」という感じになってしまっているのですが、備考に加えて、本来的には、じゃ、どういう施策に力を入れるかとか、あと、どういう予算を確保して、これからどういう施策を打っていくかというようなことが、セットとして白書の中に入っていたほうが、私としては読みやすく、市民にとっても情報として価値のあるものになるんじゃないかな。

そもそもの白書の位置づけみたいな話なので、今回の白書でというよりは、もしかすると、今後の新しい計画において、改善点として聞きおいていただいたらいいかなとは思っているのですが。

ご参考までに申し上げますと、私の出身である環境省では、毎年6月ごろに環境白書を出すのですが、これまで講じてきた施策と、これから講じようという施策の両方で2本柱を立てて構成しているのですね。ですので、これまでやってきたことの実績と成果が見えて、これから何するんだというのが一応整理されております。

そういうつもりで読んでしまいますと、報告はよくわかるんだけど、未達成も含めて、これからどういうふうに進んでいくのかなというところも、今後の計画であるとか、白書をつくっていく際には、ご検討いただけるといいなと思いました。それが1点目です。

あともう一つ、今、橋詰会長がおっしゃったことに私も賛同しております。やはり目標年度が先にあるものについては、あまり情報がないなという感じがしています。「継続」というところも含めてですけれども、白書を出すときには、どうしてもないデータも必ずありますし、その時点では達成なのか達成できていないのかということを書き切れない部分もあると思うのですけれども、最新の数字を載せるなり、目標年度はいつなんですよということを書くなりして、見られると、あっ、なるほどねというふうに安心できるようになるので、そのあたりも今後に向けてご検討いただけるとありがたいなと思いました。

○吉村主幹 2点目については、ご意見を踏まえて表記のほうを考えたいと思います。

それから1点目の指標のところは、結果の表示はされているけれども、ではそれに対してというところなんです、事務局のほうでも、この報告書に、実績報告以外にそういった今後の取組的な部分をどこまで載せていくのかというのは議論が出たところです。中には考察という形で、その分析と今後のことについて書かれているのもところどころではあるのですが、特に最後の達成指標の部分で、未達成ですとか、一部未達成ですとか、そういうところの特徴を踏まえて、今後していかなければいけない対策というのを、取組が書かれているところに記載を検討していきたい。

それから、今の年次報告書については、旧計画の報告書ということで、今度新しく改定された計画に対する報告書は、来年度、年次報告書として出しますので、やはりそのつくりが変わっているために、年次報告書の構成も見直していかなければいけないというのがあります。そういうところで、あわせて今ご指摘の部分についても検討していきたいと思います。

○長坂委員 今の220ページ、221ページの「達成指標に対する状況」というところで

す。今、温室効果ガスのところの途中経過のお話でしたが、それ以外のところも、ほとんどのところで、達成にしても未達成にしても実績値が斜線になっています。

私が気になったのは水質関係のところですか。一部未達成というのが、地下水も河川もあるんですけども、環境基準値は決まっています、それに対してどれぐらい超えているかというのは、参考になることではあると思うので、実際に測定値がこれぐらいの間にあって、環境基準がこれぐらいというのは示しておく、達成までの距離というか、そういうところがわかるんじゃないかと思いました。

- 関野課長 達成、未達成というところで、水質、大気の関係のデータに関しまして、項目とかデータの量がかなり多くなってしまいます。具体的には、例えば 69 ページに、実際、市が測定計画の中で水質を測定しておりまして、その結果こういう形ですよというところを一覧表でお示ししているところですか。

これらの内容を、このスペースにギュッと凝縮させるのは、正直ちょっと難しいということで、先ほど事務局から説明がありましたとおり、この中で、こういった項目が達成されていないとか、そこら辺をご説明差し上げるような形でということで、220 ページ、221 ページは総論的な表現という形にさせていただいているところですか。なので、恐らくですが、ここから何ページに飛ぶと、すぐそこがわかるよとか、そういった工夫というところは今後考えていかなければいけないのかなというふうに認識しているところですか。

- 橋詰会長 先ほど塚原委員が指摘されていた、こういう実態を踏まえて今後どうするかという部分の書き方の話なんですけど、それはおっしゃるとおりで、国の環境白書は講じた施策と講じようとする施策という二部構成になっているんですね。そういう構成がふじさわ環境白書でとりやすいかどうかはまた別の議論だと思うのですが、先ほど事務局のほうから考察ということで、いろいろと書いてくださっているというのはあるので、検討がなされるということで、ちゃんと検討をお願いしたいのですが、考察ということであるならば、そういう考察としての記載をもう少し幅広く、いろいろなところの項目でできるだけ拾ってあげるといっても含めてお考えいただけるといいのかなと思います。

その上で、構成として、今のような考察という形式にするのか。別途、章なり節なりをつくるか、それはまた別の話だと思うので、まずは、どんなことまで書けそうかというあたりを、次年度のときでも考えていただくといいのかなと思います。

抽象的に書くと、「新環境計画に従って対策を推進」となってしまいますのですが、それではちょっとわからぬ過ぎるので、問題点を踏まえた少し具体的な表現が書けるのであれば、工夫されるというようなことをしていただけるとよろしいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉村主幹　多くの委員の方のご意見でもありますし、我々事務局も、今回も検討していた経緯もありますので、次年度に向けて、ご指摘いただいた部分について検討していきたいと思います。

○森外委員　2点あります。

数値的なところで、99 ページです。石名坂環境事業所の「発電・電力会社売電実績」のところですか。令和2年と令和3年を比較しますと、発電量はそれほど変わらないのに、売電金額がとても大きくなっているのはどうしてなんだろうなと思いました。

あともう1点です。101 ページで、北部の事業所に関してなんですが、今、新2号炉を建設中だと思うんですけども、今回、白書ということで、現状を報告するというのであれば、新2号炉の建設の進捗状況などについても一文あってもいいのではないかなと思いました。

以上、2点です。

○吉村主幹　まず1点目につきましては、売電量が減ってはしまいましたけれども、単価が上がったことによりまして、売電の金額については前年度を上回った。売電の単価の変動によるものでございます。

それから、新しい内容についての記載というところにつきましては、重きはやはり前年度の年次報告書といったところがございます。それぞれの取組について、令和3年度の状況を踏まえて、令和4年度に取り組んでいることは、いろいろなことがございます。そこら辺で、年次報告書という位置づけのところにとどこまで載せていくかというのは、今後ケースに応じて事務局のほうでも整理していきたいと思います。

○杉下委員　2点お願いいたします。

まず、171 ページの下のところ禁止事項がいろいろ記載されているかと思いますが。令和3年度にこの中で指導→勧告→命令までいって、実際に罰金対象として執行された件数とかもしあれば、それも記載をしていただきたいと思います。そこら辺の現状がどうなのか教えていただきたいのが1点です。

あともう一つ、228 ページ以降です。このタイミングで言うかということもあるので

すが、記載が例えば令和4年の人口とか世帯とか、229 ページも令和4年度の行政組織図になっています。これは令和3年度の報告書なので、振り返ると、いつも翌年度の人口とか組織図です。令和3年度はこういう人口のもとでこういう取組をしました、令和3年度の行政はこういう組織体の中でやりましたという記載のほうが、整合性がすっきりするのではないかなと思うのです。ずっといつもずれてきているので、どこかのタイミングで整理されたほうがわかりやすいのかなと思います。

以上、2点になります。

○阿部参事　　まず1点目については、藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例の罰則です。これについて指導の件数はかなりあるんですが、罰則を実際に科したという例はございません。ですので、ゼロになります。

2点目の組織の関係については、おっしゃるとおりだと思いますので、記載のほうはどこかの時点で、来年度変えさせていただきたいと思います。

○杉下委員　　2点目はどこかのタイミングで変更していただけるということで、ありがとうございます。

1点目のほうですが、指導、勧告、命令それぞれ、命令まではないということだったのですけれども、ここら辺も記載をしてもらってもいいのかなと思うのですね。いたずらに罰則を厳しくしろということではないのですが、命令まではいかないけれども、その前の指導とか勧告がしっかり有効に効いているから、実際、規則としてそういうのがあるけれども、そこまで執行してないよというのは、1つの取組の評価にもなると思うのです。いたずらに命令まで乱発しているわけではないということがあるので、今年はこれでいいと思うんですが、今後この表記のところでもあわせてご検討していただければありがたいと思います。意見です。

○阿部参事　　了解いたしました。件数のほうは把握しておりますので、記載させていただきたいと思います。

○橋詰会長　　関連でお聞きしますが、私が気になっていたのは、55 ページの⑦「不法投棄等に対する対策」です。2行目の真ん中ぐらいに「警察との連携を強化し、投棄者に対して適切な指導を行っています。悪質な投棄者に対しては厳しく対処するなど今後も不法投棄防止に努めます」とあります。「投棄者に対して適切な指導を行っています」というのが僕はどうも気になっていて、昨年も話した記憶があるのです。不法投棄は犯罪ですから、犯罪に対して「指導」はないだろうということを言った記憶がある。

要は、今回ののは、不法投棄のレベルが軽微だったという意味なんですかね。だから、指導にとどまったというふうに理解すればいいんですかね。後段で、悪質なものに対しては当然厳しくする、そういう趣旨でこれを書いているということなんでしょうかね。読み方なんですけど、ここだけ読んでしまうと、犯罪者に対してこれは甘いのではないかとしか思えないので、そのあたりをご説明いただければと思います。

○手塚センター長 環境事業センター、手塚と申します。

我々のほうは、こういう不法投棄のケースがあったときに、そこの中での出されている状況、例えば民地とかそういったところに出されますと、それは基本的には、民地所有者の方々に対処をしていただくのですが、あまり悪質で、例えばそこに何か証拠となるようなものが存在しますと、警察のほうにも相談をさせていただきます。

この書き方というところですが、我々としては警察に届ける部分については、それが本当に悪質なのか、軽微なのかというところの判断までは、はっきり言ってこちらではしてないです。ですので、書き方として、どういう書き方が一番適切かというところはありませんけれども、その判断につきましては、ある程度警察的なところもありますので、私たちが判断できる部分の中で、警察にお願いしなければいけない範囲の中での取扱いをさせていただいております。

そういうことで、書き方については、少し考えさせていただきたいとは思いますが、我々としてその区分けをしているということではないという状況です。質問の趣旨とちょっと合わないかもしれないと申しわけありません。

○阿部参事 今回の6件というのは、会長の言われるように、悪質なもので、犯罪として立件できるようなものについては、警察と連携して、不法投棄防止に厳しく対処ということです。

あとは、軽微なものとか、身元がわかっても犯罪として成り立たないようなものについては、環境事業センターのほうで、本人がわかれば、その本人に注意なり指導なりして、適切に啓発を求めているという内容になっています。

悪質なものについては警察と連携して犯人を求めているのですが、なかなか見つからないというのがあります。その辺のところは警察に届けて、悪質ということで対応していて、それ以外の軽微なものについては指導というような分け方をしているところです。

○塚原委員 私も気になりまして、表の中の「警察案件」という言葉なんですけれども、あまりそういう言い方はしないのではないかな。法律的にどうかということではなくて、

市が警察に届け出た件数というふうに読めばいいのかどうかというのが1点です。

あと、そのときによって、市が通報するものだけではなくて、市民の通報とか、いろいろあると思うのですが、警察のほうで把握している件数があるのかどうなのか。

そういうデータが仮にあったとして、それとの関係というか、どういう数字を載せるのが一番適切なのかわからないのですが、ここはあくまで市の取組の評価の1つとして、市が警察と連携して通報した件数を載せるんですよということであれば、それがわかりやすく記載されるといいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○阿部参事　　ちょっとわかりにくいとは思いますが、この辺の表記についてはまたわかりやすいような表記をしていきたいと思えます。

○橋詰会長　　大体様子はわかりました。言葉尻だけで申しわけないのですが、どうしてもここだけ読んでしまうと、「投棄者に対して適切な指導を行っています」というのが、どうにも据わりが悪過ぎるんですよ。「行っています」と現状を書いているので、こう書くしかないのであれば、「適切な処置をとってまいります」という未来形にしてもいいかもしれません。あるいはここで「軽微なものに対しては適切な指導」とか、こう書くのも何となく逆に変な感じがするので、表現の工夫をしていただいて、ちょっと対応がぬるいんじゃないかみたいには読めないようにしていただきたいなと思えます。そこだけちょっと工夫をしてください。お願いいたします。

○藤法委員　　何度もすみません。先ほどの議論に戻ってしまうんですけども、220ページと221ページの表の部分の今後の表記について、事前にお伝えしておきたいと思っています。

この環境白書は、この計画の進捗報告にもなるというふうにお伺いしているのですが、ぜひ市民の方が読んでパッとわかるような表にさせていただけたらなとすごく思っています。地球温暖化の対策をもっと進めてほしいと思った場合、市民の方にたくさん理解していただくことが大事だと思うのですが、やはり市民の方はこの白書の文の部分全部読むということはなかなかされないと思うので、一覽でわかるような表みたいな表記を今後していただけたら、すごくわかりやすくなるのではないかなと思えます。それだけ伝えたくて発言させていただきました。

○橋詰会長　　ほかの方々からご意見、ご質問はございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

そういたしますと、表現などでまだ少し整理をしていただかないといけない点がある

わけでございますが、方向性については大体ご理解いただけているというふうに感じましたので、事務局で一遍整理をしていただいて、表現を含めて、会長と相談させてもらうということでもよろしいでしょうか。ご一任いただけるのであれば、そんなことで進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋詰会長　ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、議事次第に従いまして、次の議題に進みます。

2番目、「新計画の進捗状況について」でございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

○木村補佐　それでは、議題2についてご説明をいたします。

なお、以前お配りしている資料2は、白黒の印刷のもので事前に送付をさせていただいていたかと思うのですが、本日、グラフが見やすいように、カラーで印刷したものを机の上に置かせていただいておりますので、こちらのほうをご覧くださいければと思います。

ご説明の前に、今回机の上に置かせていただいた新しい資料でご覧いただきたいのですが、資料の修正をさせていただいている箇所についてご案内をいたします。

6ページをお開きください。文章の部分の最後の段落に黄色く網かけをさせていただいているかと思えます。こちらが修正箇所になります。1カ所目は、当初、「その他機械製造業」としておりましたが、修正案でございますとおり、「機械製造業」が正しいものとなります。もう1カ所は、当初、「機械製造業」としておりましたが、差し替えにございますとおり、「その他製造業」が正しいものとなります。大変失礼いたしました。こちらの内容につきましては、最後のほうに達成指標による評価というところがございますが、その内容に影響するような部分ではございませんので、よろしく願いいたします。

それでは、内容についてご説明をいたします。

初めに、1「温室効果ガス排出量の算定における基本的事項」につきましては、(1)「基準年度及び目標年度」は、基準年度が2013年度、目標年度が2030年度になります。(2)「算定対象年度」は、現時点での最新年度である2019年度になります。(3)「対象とする温室効果ガス」は、法律で定めます7種類のうち、本市では、主な排出の対象となります二酸化炭素などの3種類としております。

2 ページにお移りいただきまして、(4)「温室効果ガス排出量の算定方法」につきましては、国のマニュアルに基づきまして、以下の表にございますとおり算定したものになります。

4 ページにお進みいただきまして、2「温室効果ガスの排出量の算定結果」でございますが、(1)「温室効果ガス排出状況」につきましては、2行目の最後にございますとおり、基準年度と比べて、14.7%削減されていることが確認されます。なお、部門別の状況につきましては、後ほど詳細をご案内いたします。

5 ページへお進みください。(2)「温室効果ガス排出量の推移」でございます。温室効果ガスは年々削減していますが、近年その削減量は緩やかになっております。部門別としましては、産業部門、業務その他部門及び運輸部門は、変動はありますが、減少傾向にあります。一方、家庭部門は、2015 年度以降、横ばい傾向となっておりますほか、廃棄物部門は、年度によって変動はありますが、基準年度と比較して温室効果ガスが増加をしております。

6 ページにお進みください。3「部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析」についてです。(1)「産業部門」につきましては、2行目にありますとおり、基準年度と比べて 12.8%減少しております。特に次の行にございますとおり、建設業では 17.2%減少しております。このことから、一番下の段落にございますとおり、順調に省エネルギー化が進んでおり、排出量削減につながっているものと評価しております。

7 ページにお進みください。(2)「業務その他部門」です。2行目にございますとおり、基準年度と比べて 24.8%削減しております。ただし、上から4段落目にございますとおり、電気などのエネルギー使用量が増加しております。これは次の段落に記載しておりますとおり、前年度との比較ということになるのですが、コロナの影響によりまして、外出の自粛やテレワークなどが拡大し、ビルなどの稼働率は下がってはいるものの、稼働しているところでは、窓を開けるなどの換気をしながら空調等を利用したことなどが影響しているものと推測しております。

8 ページにお進みいただきまして、(3)「家庭部門」についてです。2行目にありますとおり、基準年度と比べて 9.9%削減しております。ただし、一番下の段落にございますとおり、エネルギー使用量が増加しております。その要因としましては、本市の人口が増加しておりますことのほか、2020 年の2月から3月にかけて、コロナの影響によるテレワークの拡大などを背景に、家庭で過ごす時間が長くなったことなどが影響して

いるものと推測されます。

9 ページにお進みください。(4)「運輸部門」は、2行目にありますとおり、基準年度と比べて9.6%削減しております。これは2段落目の2行目にありますとおり、乗用車の保有台数が増加傾向にあります。さらに、次の段落の1行目にありますとおり、燃費が改善されていることや、また新型コロナウイルス感染症の影響のため、外出を控える方が多かったことなどが影響しているものと推測されます。

10 ページにお進みください。(5)「廃棄物部門」は、2行目にありますとおり、基準年度と比べて35.3%増加しております。これは3段落目の1行目にありますとおり、廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却によるものが大部分を占めておりまして、廃棄物に占めるプラスチックの割合が増加傾向にありますことや、次の段落にありますとおり、2019年度は大型の台風がございまして、この台風の影響による災害ごみが大量に排出されたこと、またコロナの影響により家庭で過ごす時間が長くなったことなどから、ごみの排出量が増加したものと考えられます。

ここまでの分析の内容についてですが、事前にいただいたご指摘の中で、我々さまざまな国の白書とか、分析を活用しているところだったのですが、今回の時点で、その引用元を明記していなかったのも、そういったものを明記したほうがよかったのではないかというお話も頂戴しました。なので、今後こちらのほうを作成する際、こういった視点もきちんと明記した中で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

続きまして、11 ページにお進みください。4「達成指標の進捗管理」です。こちらにつきましては、2022年の3月に改定しました地球温暖化対策実行計画におきまして、2020年度以降の排出量などについて進捗管理をすることとなっております。そのため、今回、2019年度を対象年度としてございますので、今回は改定以前の分となりますが、2019年度につきましても、この達成指標に当てはめて、まずは進捗の把握、こういった状況であるのかという確認を試行的にさせていただきました。

これによって、来年度、皆様に2020年の分のご説明をさせていただくときに、そちらの橋渡しにつながるように、また進捗管理の方法のあり方について、ぜひご議論をいただきたいということもございますので、今回の達成指標の進捗管理は、環境白書とは異なって刊行物として取りまとめるようなものではございませんが、皆様からいただいたご意見を、次回以降の進捗管理の本格実施において、活用させていただきたいと考えているところでございます。

まず初めに、基本方針1「省エネルギー対策の推進」につきましては、家庭部門における1人当たりの電力使用量は前年度比で減少しており、こちらに「順調」と書いているのですが、本市の努力の部分ではないところもございますが、減少しております。業務その他部門における延べ床面積当たりのエネルギー使用量は、前年度比で増加しており、2021年度の市の取組であります藤沢市環境保全職員率先実行計画における温室効果ガス排出量も増加をしております。

これは、家庭部門における電力使用量について、1人当たりに換算した場合、電力排出係数の低減などが背景となりまして、計画という意味合いでの減少があったというようなどころになってございます。

しかしながら、市を初めとします業務その他部門につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、感染対策として、先ほどお話ししましたとおり、窓を開けて換気をしながら施設の稼働をさせたとか、そういったところがございます、換気を実施したことなどにより、空調効率が低下しまして、エネルギー使用量が増加したという側面があったように考えてございます。

次に、基本方針2「エネルギーの地産地消」につきましては、2021年度の太陽光発電システム設置補助件数と太陽光発電システム設置補助による導入容量の累計は、前年度比で計画を下回る増加程度にとどまっております。また、再生可能エネルギーの導入容量の累計も同様に伸び悩んでおりますことから、十分な導入には達していないものと判断しております。これは主にFIT価格の下落傾向に伴い、太陽光発電システムの導入が伸び悩んでいることが要因と考えられますことから、効果的な施策の実施というのが必要と考えてございます。

あわせて、太陽光発電をさまざまな形で導入されている方も多くいらっしゃると思います。近年では、県のほうで行っております0円ソーラー等もございますので、そういった取組等もあわせて検討した中で捕捉をしていきたいというふうに考えてございます。

次に、基本方針3「環境にやさしい都市システムの構築」につきましては、2021年度の自転車専用通行帯の整備距離と、有機農業の取組面積は、前年度比で増加しております、計画どおり順調に推移をしております。一方、市域の緑地確保は、暫定値ではございますが、こちらのほうは前年度からの増加が見込まれないことになっております。

また、公園についてです。市民1人当たりの都市公園の面積につきましては増加して

いるのですが、それ以上に近年の本市における人口が大幅に増加している。そういった背景に基づきまして、前年度比で減少してしまっているところがございます。そのため、さらなる取組の推進が必要かと考えております。

次に、基本方針4「循環型社会の形成」につきましては、2021年度の市民1人・1日当たりの家庭系ごみ排出量は、前年度比で減少しており、順調に推移しておりますほか、灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率は、引き続き目標を達成しておりますが、一般廃棄物の資源化率は前年度から後退しております。そのため、一般廃棄物の減量化及び資源化に向けまして、今年度からプラスチック資源循環法が施行されております。そういったことを捉えた中で、我々はさまざまな施策について検討しております。そういった意味合いも含めまして、条例等に基づいた分別の徹底や、民間事業者との協働による新たな資源化の検討など、さまざまな手法による推進を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 橋詰会長　　今のご説明に対しまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。
- 長坂委員　　基本的なことかもしれないんですけども、1ページの「『温対法』で定められている温室効果ガス」と、2ページ以降の「温室効果ガス排出量の算出方法」というのは、両方とも国で定められているものという理解でよろしいですか。

何が聞きたいかということ、1ページの「『温対法』で定められている温室効果ガス」では、例えばメタンのところに、「稲作、家畜の腸内発酵、自動車の走行等」と書いてあるのに、2ページ以降の「温室効果ガス排出量の算出方法」のメタンのところには、廃棄物のことしかないのですけれども、それは構わないということなんですか。

- 委託業者（鈴木）　エヌエス環境の鈴木のほうからご回答させていただければと思います。

まず「『温対法』で定められている温室効果ガス」の7種類に関しましては、法律上でこのように定められているものになっております。それぞれ二酸化炭素と比較した温暖化の割合とかも記載されております。

これとはまた別に、各地方公共団体での「区域施策編」、もしくは「事務事業編」もあるんですけども、こういったものの策定を促進するために、国のほうで地球温暖化対策実行計画の策定・実施マニュアルというものと算定手法についてマニュアルを策定しております。

この中で実際に主な発生源というのは出ているのですが、それに関して、自治体で把握できる数値について算定を進めていくというものになっております。この中で、市で把握可能なもの、大きなものについて算定は行っているというところです。例えばメタンの中でも、自動車走行等の距離とか、そういった把握困難なものについては、今回含めていないという形になっております。

○長坂委員 「稲作、家畜の腸内発酵」については難しいのはわかるのですが、「自動車の走行等」というのは、「二酸化炭素」のほうには入っているんじゃないんですか。

○委託業者（鈴木） 「自動車の走行等」に関しまして、燃料の使用につきましては、化石燃料の燃焼という形で、「二酸化炭素」の「エネルギー起源」のところに含まれております。今回、運輸部門に出させていただいている排出量の主なものに関しましては、車両の使用による軽油とかガソリンといった燃料の燃焼に伴うものは、排出量を算定させていただいております。

○橋詰会長 今のお話は、自動車の走行等に伴うメタンは無視していいんですか、そういうご質問であったんじゃないか。そういう意味かなとも思いながら聞いておりましたが、いかがでしょうか。

○委託業者（鈴木） 燃料の燃焼ではなく、自動車の走行に関するものにつきましては、自動車の走行距離に依存するものになっております。基本的には走行距離の把握というのはどうしても難しいところがありますし、算定すると、市の排出割合に対して0.0何%と、すごく小さいものになってきます。把握困難なもので、なおかつ、算定したときの影響が少ないというものでして、マニュアル上ですと、経年把握ができるものについて、自治体のほうで把握を行っていくものとなっておりますので、今回は把握が毎年度しっかり進捗管理できて、なおかつ、影響が大きいものについて算定を行っております。

○塚原委員 先に白書のほうの修正で配られたものの中に、生物多様性に関する追記があったと思います。生物多様性に関しては、今年COPも開催されますし、ここの追加（※）に書いてあるような「30by30 目標」のような自然環境の保全をやっていきましょうと。30by30 というのは、陸と海の30%以上を保護区にしましょうと。法令で定められているものだけではなくて、民間とか自治体も含めて、保護区を広げていきましょうという目標になるのです。

それと、今回ご説明いただいた資料2の12ページの基本方針3のところを見比べてみ

たのですが、この中で、こういう生物多様性条約とか、これから結構ハイライトされると思うのですけれども、そういった施策に関係するものとか成果として言えるようなことがあるのかな、それをどのようにご覧になるか伺いたいです。

あと、例えば「市域の緑地確保」を見ると、2030年度目標が29%になっていて、30by30目標に結構近い数字になっています。所沢市とかは、市としてそういうアライアンスに手を挙げて、環境省が今募集しているアライアンスに入ったんですけれども、藤沢市も結構緑も豊かだと思うので、もしかすると、市としてこういうところに目標を掲げて、市民も巻き込んでやっていくみたいなことはできないのかなと思ったのが1点です。

あと、(4)のところ、もしかして木村補佐がご説明されていたら申しわけないのですけれども、プラスチックの新法に関しての取組の強化とか、そういったことを何かご説明いただいていたでしょうか。

○麻生課長 1点目の生物多様性に関連した項目につきまして説明させていただきます。

ご質問の中にもありましたように、12ページに記載されております2030年度の目標の29%の数字なんですけど、これは平成22年に策定いたしました「藤沢市緑の基本計画」の中の目標値として2030年度を29%と定めているものでございます。そして、その先なんですけれども、年度の設定はございませんが、将来的には30%の緑地を確保するという目標になっております。ですので、おっしゃったように30by30、陸地の30%という数字と確かにちょうど合致するような形にはなっております。

ただ、こちらにも書かれておりますように、今人口の増加に伴いまして、緑地の確保が非常に困難になっている状況というのも一方ではございます。そういった中で、生物多様性の保全に向けて、緑の質をいかに高めていくかというところは、私どもみどり保全課といたしましてもそういった取組を始めているところでございます。

○須田主幹 環境総務課の須田です。

2点目のプラスチック資源循環法の関係ですが、藤沢市は以前より容器包装プラスチックと商品プラスチックという2つのプラスチックを回収し、資源化をしております。新法が施行されるに当たりましては、今回、事業者の自主回収を促進しようということで、ユニリーバさんと協定を結びまして、事業者が自ら自主回収をやるということで、今実施を始めたところです。あと、セブン-イレブンと日本財団との協定で、セブン-イレブンにペットボトル回収機を設置して、そういったものの資源化の促進を図るということを実施している状況でございます。

○塚原委員　　そういう取組が市内で市と企業などが連携してどんどんやっていくのはすばらしいと思いました。私も大学でコンビニエンスストアとかとそういったことをしていきたいと思っています。やりたいと思っている人は、市内にも事業者でもたくさんいるかもしれませんが、ぜひ市の取組も事例として紹介していただいて、市内の取組が進むように応援していただければと思います。

○藤法委員　　前回の計画のときには、石炭が含まれている数値が出ていたと思うのです。今回も按分しているのですが、多分、含まれているとは思いますが、その表示を今後はしていかないおつもりなのか。

　　何でこれを言っているかというのと、この計算方法でいいかどうかは、今後、計画の進捗をずっと見ていく中で、もし問題がある場合は改善していきましようというふうに計画で決まったと思うんですけども、そのためにも一応資料としてはあったほうがわかりやすいとか、比較できるんじゃないかなと思っております。この状態だと、全く見えないので、どうなんだろうというふうに見ていました。もしわかればお願いいたします。

○委託業者（鈴木）　先ほどの石炭についてですが、多分今の計画で言うところの産業部門（製造業）のエネルギー別の排出割合のことをおっしゃられているかと思います。今回、進捗管理していくに当たりましては、産業部門のそれぞれの部門別に、進捗状況の確認として排出量がどう推移しているかという部分と、こちらの右下の「製造業のエネルギー別増減比」というグラフで、石炭がどういう形で推移しているか、ちょっと見づらくて申しわけないのですが、この中で算定して、基準年度からどういった形で推移しているかを把握していくという形になっております。なので、それぞれの部門別に同様の評価ができるように、排出量の推移とエネルギーの推移の増減割合を見ていくというような形で資料を作成させていただいております。

○橋詰会長　　この図ですね。この図の中に石炭が入っていますね。――よろしいですか。ほかの委員はいかがでございましょうか。

　　1点お伺いしたいのですが、中身ではなくて、これの扱いについてです。ここで審議会に出されていますので、審議会資料として公表されるのは当然だと思うのですが、ほかにはどんな格好で公表といたしましょうか、情報が市民などに伝わるのでしょうか、そこだけお聞きしたいと思います。

○吉村主幹　　会長おっしゃるとおり、この資料としては、きょうの審議会の資料という

位置づけで、ホームページ等で公表されていきますけれども、木村のほうから先ほどご説明がありましたように、まず速報値ということです。昨年度、計画改定していくに当たり、温室効果ガスの排出量は最大のポイントであったというところがございますので、今回、審議会においては、この速報値を、今の状況についての資料として出させていただいております。

今後の進捗管理という点については、こういった資料、あと、先ほどお話にもありました年次報告書の中で進捗管理していくということもあります。その関係性について、またこの計画に基づいての進捗管理との関連性も含めて、温室効果ガスの調査結果について、どのように位置づけて公表していくかというのは、いずれにしましても、今内部で検討しているところです。

ほかの市町村で言うと、排出量に特化して報告している市町村もありますので、年次報告書に含めてしていくのか、別出ししていくのかも含めて市民の方にわかりやすいようにしていきたいと思っています。

○橋詰会長 藤沢市も気候非常事態宣言をされていますので、ぜひ積極的な情報提供ということでお考えいただけるとよろしいかと思えます。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、議事の1番と2番については終了させていただきます。

3「その他」でございますが、事務局からございますでしょうか。お願いいたします。

○吉村主幹 事務局のほうで特に議題は用意してございません。チラシについては議題とは別にご案内させていただきます。

○橋詰会長 それでは、一通り議題を終了させていただきましたので、事務局にお返ししたいと思います。

○阿部参事 橋詰会長、ありがとうございました。

それでは、本日の日程は全て終了とさせていただきます。

最後に、福室部長より、今回で委員の皆様は最後になりますので、挨拶をさせていただきます。

○福室環境部長 皆様、長時間わたりありがとうございました。環境部長の福室でございます。

皆様方におかれましては、2年間、環境審議委員ということで、活発なご議論をいただきまして、まずはありがとうございました。特に昨年度は計画の改定がございました

ので、コロナがまん延する中、5回会議に、オンラインもありましたけれども、ご参加いただきまして、改めて感謝申し上げます。

おかげさまで無事に計画も改定できましたけれども、改定して終わりではなくて、ここから取り組んでいかなければいけない。これからなので、今後もぜひご協力いただきたいと思います。

また、今回ここで終わりになる委員さんと、継続してお願いしている委員さんもございますけれども、いずれにしましても、今後とも市の環境行政その他につきましても、ご協力をお願いしたいと思います。

まだコロナも終わってはいませんので、皆様ご健康にお気をつけていただきまして、ご活躍を祈念するとともに、今後もまた引き続き市の行政にご協力をお願いいたしまして、最後の挨拶とさせていただきます。2年間どうもありがとうございました。

○阿部参事　それでは、第8回藤沢市環境審議会をこれで終了させていただきます。

なお、14期として再任される委員の皆様におかれましては、11月17日に環境審議会を開催させていただきますので、ご予定のほうをよろしくお願いいたします。

最後に、本日お配りしておりますチラシについてご案内させていただきます。

1点は、ふじさわ環境フェアです。11月26日10時から15時までの間、藤沢市民会館で開催いたしますので、ぜひご参加のほうをよろしくお願いいたします。

もう一点は、2022年10月22日、今度の土曜日、13時から15時まで、「ぶらりごみ拾い in 六会」です。こちらは橋詰会長の教えられている多摩大学グローバルスタディーズ学部と日本大学の生物資源科学部の学生さんたちが主体となって実行委員会をつくっていただいて開催されるイベントでございます。藤沢市のほうも一緒にやっていくものでして、大学生だけではなくて、近隣の中校生や高学生も一緒に参加します。非常に楽しいイベントになると思いますので、ぜひご参加のほうをよろしくお願いいたします。

これは豪華景品があるんですよ。

○橋詰会長　1位、2位、3位、そのほかには特別賞が若干ございますが、いずれも豪華景品が用意されているということでよろしくお願いいたします。

○阿部参事　個人参加でも、チームを組んでいただけるということで大丈夫だそうです。そちらのほうもぜひご参加をいただければと思います。

では、本日はどうもありがとうございました。

午前 11 時 18 分 閉会